広島第12次労働災害防止推進計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です(5年ごとに厚生労働大臣が策定)。第12次計画の期間は平成25年度~29年度。 この期間について広島労働局が定めた計画が「広島第12次労働災害防止推進計画」です。

現状と課題

労働災害による被災者数

・死亡者数:31人(過去最少は、平成21年の19人)

・死傷者数:3,000人

□ 労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加 (特に社会福祉施設は過去10年で2倍以上)

■ 死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で約4割を占め、割合が高い

計画の目標

労働災害による 死亡者の数を 15%以上減少

労働災害による 死傷者の数を 15%以上減少 【業種別の死傷者数の推移】(単位:人)

業種		平成14年	平成24年	災害増減率
建設業		656	347	-47.1%
製造業		1,255	908	-27.6%
第三次産業		1,029	1,204	+17.0%
	小売業	252	287	+13.9%
	社会福祉施設	76	159	+109.2%
	飲食店	73	91	+24.7%
陸上貨物運送事業		4 3 3	348	-19.6%
全業種合計		3,638	3,000	-17.5%

(出典:労働者死傷病報告)

ポイント 重点対策ごとに数値 目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、第12次の計画では、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開(目標の例)

重点業種ごとの数値目標(小売業20%減など) 重点疾病ごとの数値目標(メンタルヘルス対策取組率80%以上など)

ポイント 第三次産業を最重点 業種に位置づけ 広島県内でも労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」 「社会福祉施設」「飲食店」に対する集中的取組を実施

ポイント 死亡災害に対し重点 を絞った取組を実施

依然として死亡災害の多数を占める建設業、製造業に対して、 「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災 害」に重点を当てた取組

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

第三次産業対策

【目標】

小売業 死傷者数を20%以上減少 社会福祉 死傷者数を10%以上減少 飲食店 死傷者数を20%以上減少 小売業等の実態に即した安全衛生管理体制の整備を推進 小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害 防止意識を向上、バックヤードを中心として作業場を安全化 介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進 飲食店における転倒、切れ・こすれ災害防止対策を推進

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数を10%以上減少

荷役作業中の労働災害防止を徹底 荷主による管理施設内での防止対策を要請

建設業対策

【目標】死亡者数を20%以上減少

足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策 を推進

関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止を徹底

製造業対策

【目標】死亡者数を5%以上減少

機械設備の本質安全化(機械そのものを安全にすること)により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

【目標】対策に取り組んでいる事業場 の割合を80%以上

メンタルヘルス不調を予防するためのセルフケア等の取り組み を促進

ストレスチェック等の取組を推進 取り組み方が分からない事業場への支援を充実・強化

過重労働対策

【目標】年所定外労働時間数を全国平 均以下

健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底 休日・休暇の付与・取得を促進

時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

化学物質対策

【目標】危険有害性の表示とSDSの 交付を行っている化学物質製 造者の割合を80%以上

新たに規制を行う化学物質に係る作業環境管理、作業管理の対 策の徹底

化学物質に係る危険有害性の表示とSDSの交付の徹底を推進 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントを促進

腰痛・熱中症・じん肺対策 【目標】

腰 痛 死傷者数を10%以上減少熱中症 5年間合計の熱中症によ

5 年間合計の熱中症による 死傷者数を20%以上減少

じん肺 第8次粉じん障害総合対策の

推谁

介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化

介護機器の導入、腰痛健康診断の普及・徹底、腰痛を起こさない移動・移乗介助法の指導などにより腰痛予防手法を普及 熱中症予防対策の徹底

アーク溶接作業、岩石等の裁断作業、金属等の研磨作業、ずい 道等建設工事の粉じん障害防止対策の徹底、離職後の健康管理 を推進

受動喫煙防止対策

【目標】受動喫煙を受けている労働者 の割合を15%以下 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施 事業者に対する効果的な支援の実施 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底

行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による災害 防止の取組み

安全衛生分野の専門家の活用、労働災害防止団体の活動との連携 業界団体との協働による労働災害防止のための施策の展開 企業における安全衛生管理の向上のための外部専門機関の利用促進 労働災害防止に資する安全衛生教育の推進